

新聞折込広告取扱基準

当社は日本新聞協会の「折込広告の取扱基準」および、新聞社の「広告掲載基準」を参考として、折込広告取扱基準を設けております。つぎのような折込チラシはお引き受けできかねます。

- (1) 広告の内容がはっきりしないもの。および、広告主の所在地、事業所名、HPアドレス等のいずれの記載もなく、広告責任者が明確でないもの。
- (2) 虚偽または誇大表現により、誤認されるおそれのあるもの。「日本一」「業界一」等の最高・最大級の表現、「絶対に」「確実に」等、商品の性能、効能、効果を保証する断定的表現を用いたもの。
- (3) 景表法（不当景品付販売・不当表示の禁止）、不正競争防止（コピー商品等の販売宣伝の禁止）などのほか、薬事法、医療法など法律や条例に触れると思われるもの。（医薬品等を否定する内容や迷信に類する非科学的な内容のもの等）
- (4) 広告主の主観的意見、意図、表現がみられ、他者を誹謗中傷し、結果的に他者の名誉、信用を傷つけるおそれがある表現のもの。（誹謗中傷広告等）
- (5) 「新聞業における公正競争規約」に触れる抽選券・金券などを刷り込んだもの、クーポン付き広告に関する規則、運営細則に違反するもの。
- (6) 政治問題や係争中（もしくは係争が予想される）問題について、一方的な主張を述べたものや、立候補が予定されている人物の名称を記載するなど、選挙の事前運動と推量されるもの。
- (7) 煽情的な言葉や、写真、イラスト等を用いた表現で、暴力・犯罪を肯定・礼讃するなど、公序良俗に反する表現のもの。
- (8) 不動産広告で、広告主の名称、所在地、販売物件の所在地、地目、建築の可否、建ぺい率、交通アクセス、価格、管理費、維持費、販売条件、宅建業法による免許証番号などが明確に記載されていないもの。
- (9) 貸金業広告で、貸金業規制法で定められている必要事項が表示されていないもの。（商号、名称、氏名、登録番号、住所、利率等）
- (10) 発行本社の新聞と混同、誤認されると思われるものや、他紙の社名、題字、記事、催事などが掲載、引用されているもの。その他、著作権・肖像権・商標権等を侵害するおそれのあるもの。
- (11) 新聞社がそれぞれ定めた広告掲載基準に照らして、新聞折込が不相当と認められるもの。
- (12) 新聞販売店の営業活動に支障をきたし、不利益になると判断されるもの。

■ 上記に限らず、判断がむずかしいものは、新聞発行本社、関係諸機関の指導・協議によって決めさせていただきます。なお、ご不明な点がございましたら当社へご相談下さい。

広告主様へのお願い

1. 配布明細の連絡について

折込先配布明細のご指示は、FAXまたはメールで必ずチラシの搬入期日以前にご連絡下さい。

折込広告は、発送配布の都合上、50枚を単位として扱います。

配布指定部数と実際の部数が異なるときは、当社において一部配布数の変更、隣接地区への配布など、調整を行わせて頂く場合があります。

配布明細連絡をいただく際、正確なサイズをご指示願います。

※ 特に普通紙と厚紙の紙区別は注意して下さい。（四六版 110kgより厚紙扱いとなります）

※ 新聞に収まる形状が原則ですが、例えばB4二ツ折の場合は二ツ折（B3）単価の適用となります。

合売記号の見方

C…中日	N…日経	A…朝日	M…毎日	Y…読売	G…岐阜	I…伊勢	S…産経
------	------	------	------	------	------	------	------

合売店については、取扱い部数が多い媒体の欄に記載となります。

☆…月曜日折込不可

△…折込日が休刊日翌日の場合、先送り地区

2. 折込広告の搬入時間について

※ 折込日2日前AM10時（日・祝日除く）までに搬入して下さい。但し下記地区は3日前AM10時（日・祝日除く）までに搬入して下さい。

田原市、新城市（設楽地区）、北設楽郡、三重県南勢地区

（上記以外の場合は随時お問い合わせ下さい。）

※ 搬入時間を外れた持込みおよび、配布明細の事前連絡のない場合、折込指定日の責は負いかねます。

※ 折込広告の各新聞店への発送後の中止、変更等は出来かねます。

※ 年末年始、ゴールデンウィーク、お盆期間等については変則となります。

3. 行政区表示について

紙数表は実際の行政区と異なる地区もあります。資料は参考として掲載してありますので行政区へ指定・限定とした場合、

一部区域が入らない時と指定以外の地区に入ったりする場合がありますので事前に当社までご相談下さい。

4. 月曜日および新聞休刊日の翌日は、一部地域において、折込できないところがあります。（下記一覧表参照）
また選挙の開票報道等の都合で、新聞が遅れるときは、折込できません。
※下記の地区または販売店は地域事情などにより折込の条件が異なります。ご注意ください。

①月曜日折込不可

該当販売店
岐阜県郡上市：正ヶ洞 岐阜県高山市：国府、高山朝日町

②休刊日翌日折込が先送りとなる地区

該当地区
愛知県新城市（設楽地区） 北設楽郡

5. パンフレット・小冊子に類するもの等は、その形状・内容により判断させていただきます。
6. 二つ以上の事業所が連合（連名）して行う広告は、連合広告となり、一部地区で料金が異なったり、取り扱い不可となる場合があります。
必ず事前にご相談下さい。内容により判断させていただきます。

〈適用外〉

- ・実在する商店街、夏祭り等実行委員会、テナント、ショッピングモール等。
- ・パチンコ・映画館・サウナなど、同じ敷地にある複合施設。
- ・オーナーが同一の企業グループ広告。
- ・複数企業が業務提携や同一テーマに基づき共同制作したコラボレーション広告。
(但し、連絡先などの記載は広告責任者1社に限る。)
- ・雑誌・情報誌が、自誌PRを目的に実際の誌面を使用再構成した広告。
- ・落成広告（企業名を掲載する企業が協賛企業であり、営利目的でないこと）

7. 折込広告の在庫管理に関して

次回以降の折込広告も同時に持ち込まれるお客様に対しましては、弊社配送センターにて預かりを承りますが、保管期間は原則1ヶ月とさせていただきます。

8. 全国取り次ぎを行っております。ご用の際はご相談下さい。

大規模災害発生時における新聞折込広告の取り扱いについて

大規模な災害（大地震、津波、洪水、豪雪、大火災、大規模停電、火山噴火、原子力発電所の事故、新型感染症の大流行、他国からの攻撃など）に見舞われた場合、中日新聞折込広告協同組合加盟の折込会社と中日新聞販売店は被災の状況を的確に判断し、折込広告をご愛読者へお届けするために全力を傾注します。しかしながらライフラインや通信網、輸送ルートなどが遮断され、被災地の新聞販売店や従業員に甚大な被害が及んだ場合は、クライアント様のご要望にお応えできない場合もあります。

この様に事前の予測と回避が不可能な事態が発生し、折込会社と新聞販売店の努力にも関わらず指定日に新聞折込が出来なかった場合、折込会社と新聞販売店は一切の責任を負う事ができません。あらかじめご容赦いただきますようお願い申し上げます。

東海地震に関する「警戒宣言」発令時の折込広告の取り扱いについて 『大地震への警戒宣言や注意情報が発令された場合、新聞折込広告は中止になります』

愛知県、三重県の大部分の市町村と岐阜県中津川市は大規模地震対策措置法により、地震防災対策強化地域に指定されています。指定された地域で大規模な地震の発生が予知されますと、内閣総理大臣から警戒宣言が発令されることになっています。また東海地震の前兆現象が高まると、気象庁から注意情報が発表されます。

警戒宣言発令後は交通規制が始まり、指定地域内へ車両の進入が禁止されるほか、一般の道路も時速20kmに速度制限されるため大渋滞の発生が予想されます。

このため東海地震の注意情報や警戒宣言の発令と同時に、お客様からお預かりした新聞折込広告の配送作業は「中止」させていただきます。配送中の車両に対しては折込広告をお預かりした状態ですみやかに帰社するように指示しますが、交通事情と警察官の指示によって止むを得ず路上に駐車し避難しなければならない事も想定されます。

すでに配送が完了した新聞折込広告も、新聞販売店での組み込み作業が「中止」になり新聞折込ができなくなります。幸い注意情報や警戒宣言除された場合も、混乱が解消するまでしばらくの間は新聞折込ができない場合もあります。

何卒ご理解とご了承をいただけますようお願いいたします。